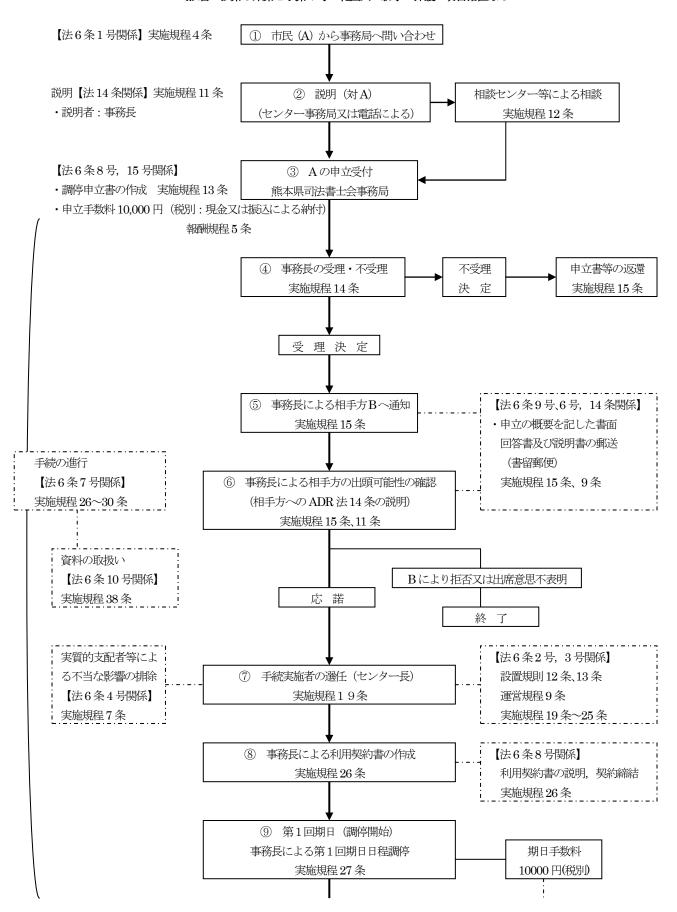
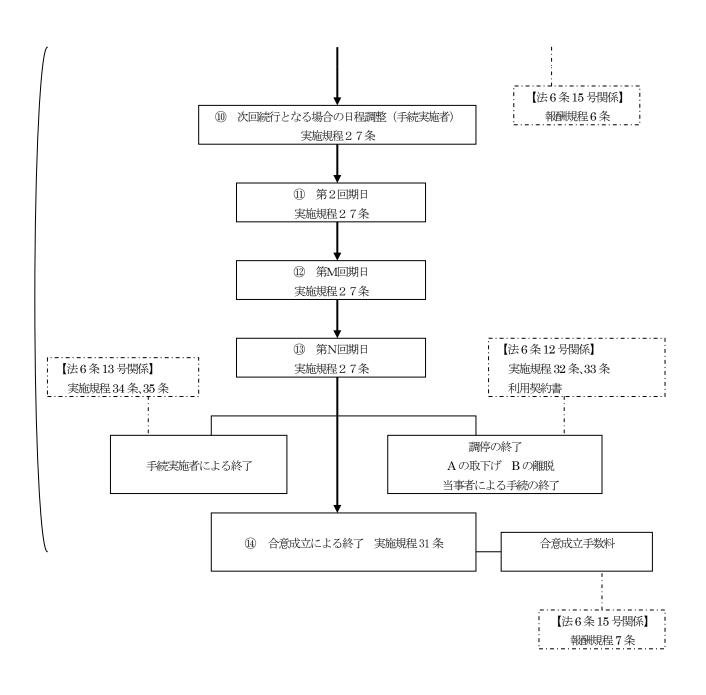
14 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要

《司法書士法第3条第1項第7号の範囲内の紛争 弁護士助言措置なし》





(第9面)

14 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要(続き)

○業務時間

- ・原則として平日午前9時~午後5時
- ・調停は、センター長が必要と認めた場合は上記以外の日時で行なうことができる。 (運営規程第16条)
- ○調停実施場所(認証紛争解決手続の業務を行なう事務所)
 - ・センター所在地
 - ・当事者の一方又は双方が希望し、手続実施者が相当と認めた場所 (実施規程27条)

○通知の方法【法6条6号関係】

- ・申立人に対する不受理決定書,相手方に対する案内文・説明書,調停合意書,取下書,離脱書,手続終了決定…以上配達証明付書留郵便
- ・その他…普通郵便、電話、ファクシミリ、電子メール (実施規程9条, 14条, 15条, 31から35条)

○資料の取扱い【法6条10号関係】

・資料については写しを作成した上で、原本を直ちに返還する。 (実施規程38条)

○秘密の保持【法6条11号, 14号関係】

- 守秘義務(実施規程4条)
- ・手続は非公開 (実施規程5条)
- ・文書管理責任者:センター長(設置規則7条)

○報酬・費用関係【法6条15号関係】

・申立事務手数料 10,000 円(税別)

申立人が、申立書を提出するまでに現金又は調停センター指定の口座へ振込にて納付

・手続実施者報酬 10,000 円(税別)

利用者間に特段の合意がない場合は、期日終了後に利用者の均等負担により現金又は調停センター指定の口座へ振込にて納付

・合意成立手数料 和解成立時の経済的利益の額が、50万円未満の場合は15,000円(税別)、50万円以上100万円未満の場合は30,000円(税別)、100万円以上140万円以下の場合は50,000円(税別)

利用者間に特段の合意がない場合は、和解成立後利用者の均等負担により現金又は調停センターの指定の口座へ振込にて納付

(報酬規程5条,6条,7条)

・調停センター所在地以外で調停を行う場合には、センターから当該場所までに要する交通費、宿泊 費、当該場所の会場借料その他の実費を予納。

(報酬規程17条)

○苦情の取扱い【法6条16号関係】

・受付先:熊本県司法書士会の苦情対応窓口

・申立方法:書面、ファクシミリ、電子メール、口頭

・処理方法:苦情対応員が対応(原則として、苦情対応員が申立人に対し、説明、助言をする)

・処理結果:苦情対応員(ないし会長)より、書面又は口頭により対応の結果を通知する

(設置規則23条, 苦情規程3条, 4条, 5条, 6条, 8条) 14 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要(続き)

○掲示【法11条2項関係】

・熊本県司法書士会事務局に掲示する (設置規則18条)

○手続実施記録関係【法16条関係】

・作成者:センター長 期日ごとの調書は、各手続実施者が作成

・10年間司法書士会事務局に保管 (設置規則7条,実施規程34条,35条)